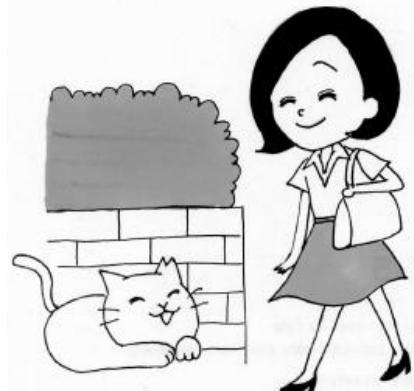




摂津市所有者不明猫避妊・去勢手術助成制度について

市内各地で野良猫による被害が多く発生しています。猫は一生のうち50匹以上出産し、更に生まれた子猫は6か月を過ぎると子どもを生めるようになります。摂津市内に生息する野良猫がこれ以上繁殖するのを防ぐため、野良猫の避妊・去勢手術を実施された方への手術費用の一部を市で助成します。



助成対象

対象者 …摂津市民・摂津市内自治会

対象猫 …摂津市域に生息する所有者不明猫

対象期間…令和7年4月1日～令和8年2月27日（上限に達した時点で打ち切り）

助成金額…1匹あたり、オス5,000円、メス10,000円（上限）

（※手術費用が助成金額の上限を下回る場合は手術費用の額）

助成回数…個人：同一世帯あたり5匹まで

自治会：同一団体あたり20匹まで

1. 受付

市内のどんな猫を手術するのか、手術前に市役所へ届出が必要となります。同時に手術するにあたっての誓約書にサインいただき、申請書と請求書をお渡しします。

★必ず手術前にお越しください。

★誓約書には必ず本人がサインしてください。（自治会の場合は自治会長名）

2. 捕獲・手術

受付後、対象である野良猫の捕獲となります。捕獲に必要な機材、餌などはご自身で準備してください。捕獲後、手術前の写真を撮っておいてください。

手術を行う動物病院の指定はありません。病院までの運搬もご自身で行ってください。

手術済みの猫を区別するため、手術後耳カット（片方の耳の先端をV字に切除する処置）を行ってください。耳カットを実施しない病院での手術は助成対象となりません。

手術後、動物病院に申請書内の手術証明書の記入を依頼し、領収書を受け取ってください。耳カットがわかるように手術後の写真を撮ってください。

★手術前と後の写真は、同じ猫だとわかるように全体像を撮影してください。

★受付した内容に変更が生じた場合には、手術前に必ず市へ連絡ください。（電話可）

3. 申請・請求

申請書、請求書を作成し、環境政策課までご持参ください。

猫 1 匹につき 1 枚ずつ必要となります。

★いざれも日付、金額は記入しないでください。

★申請者、請求者、口座名義人は誓約者と統一してください。

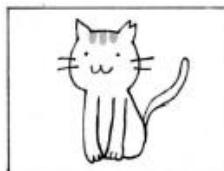
★申請書裏面の地図記入欄には、捕獲場所を詳しく明確に示してください。

★自治会申請の際、口座名義人が自治会又は自治会長名義以外の振込先の場合は委任状が必要です。

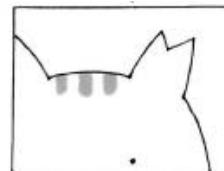
＜申請書・請求書と一緒に提出するもの＞

- ・領収明細書 *領収書と明細書併せて提出も可
- ・手術前、後の写真

○良い例○



×悪い例×



近すぎる

耳カットが見にくい

※耳カット、同一の猫であることが写真で判断できない場合は申請を受理できないことがあります。

4. 交付決定・口座振込

申請内容を審査後、交付決定通知書を送付させていただきます。交付が決定された方については通知後約 1 か月以内に請求書にご記入の口座へ交付決定額を振り込みますのでご確認ください。

【注意事項】

- ◆手術後の野良猫は元の場所に返してください。元は野良猫でも、飼い猫とするつもりで手術を行う場合は助成対象となりません。
- ◆捕獲の際、近隣の方のご迷惑となるような行為は禁止いたします。
- ◆助成までの流れをよくご確認いただき、流れに沿って手続きください。すべての手続きを同一年度内に行ってください。
- ◆各動物病院によって手術料金が異なりますので、事前にご確認ください。
- ◆提出された書類(申請書・写真や領収書等)はお返できません。

【問合せ先】

〒566-8555 摂津市三島 1-1-1

摂津市 生活環境部 環境政策課

TEL : 06-6383-1364

FAX : 06-6317-3063